

# LINE限定企画 クロスリファレンス学習 行政法④

リーダーズ総合研究所  
山田斉明

1

## 問題4-①

申請に対する処分			不利益処分		
審査基準	設定	法的義務	処分基準	設定	努力義務
	公開	法的義務		公開	努力義務
標準処理 期間	設定	努力義務	/		
	公開	法的義務			
申請に対する審査・ 応答		法的義務			
理由の提示		法的義務			
情報の提供		努力義務	/		
公聴会の開催等		努力義務			

2

## 問題4-②

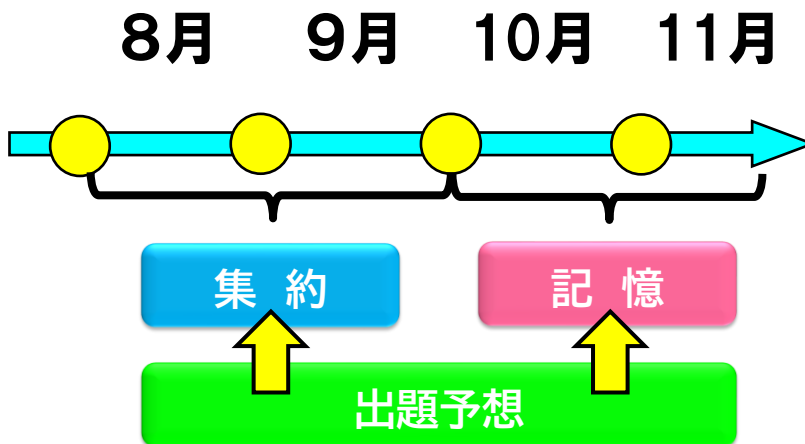
### 《不利益処分の理由の提示》

第14条 行政庁は、不利益処分をする場合には、その名あて人に対し、同時に、当該不利益処分の理由を示さなければならない。ただし、当該理由を示さないで処分をすべき差し迫った必要がある場合は、この限りでない。

2 行政庁は、前項ただし書の場合においては、当該名あて人の所在が判明しなくなったときその他処分後において理由を示すことが困難な事情があるときを除き、処分後相当の期間内に、同項の理由を示さなければならない。

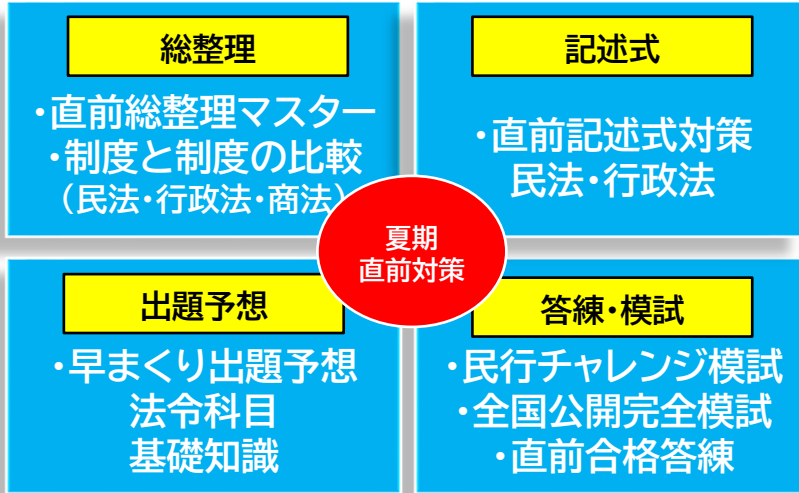
3

### 直前期の学習法①



4

## 直前期の学習法②



5

## 直前期の学習法③



6

6